

目 次

はしがき

凡例

序章	1
1. 制度改正の趣旨	1
2. 改正法成立までの経緯	2
第1章 指定調査機関制度等の見直し	7
1. 改正の必要性	7
(1) 従来の制度	7
(2) 改正の必要性	8
2. 改正の概要	9
3. 改正条文の解説	9
(1) 登録情報処理機関	9
(2) 登録調査機関	23
(3) 罰則	32
4. 施行期日及び経過措置	32
(1) 施行期日	32
(2) 経過措置	33
第2章 特定登録調査機関制度の導入	37
1. 改正の必要性	37
2. 改正の概要	38

3 . 改正条文の解説	38
(1) 先行技術調査業務	38
(2) 手数料の特例	40
(3) 登録	41
(4) 登録の基準	42
(5) 特定登録調査機関に対する監督規定	43
4 . 施行期日及び経過措置	52
(1) 施行期日	52
(2) 経過措置（附則第4条第5項）	52
 第3章 インターネットを利用した公報発行	55
1 . 改正の必要性	55
(1) 従来の制度	55
(2) 改正の必要性	56
2 . 改正の概要	58
3 . 改正条文の解説	58
(1) 送信すべき情報	60
(2) 送信方法・装置	60
(3) 発行の方法	60
(4) 公報の発行時点の明確化	61
4 . 施行期日及び経過措置	62
(1) 施行期日	62
(2) 経過措置	62
 第4章 予納制度を利用した特許料等の返還	65
1 . 改正の必要性	65
(1) 従来の制度	65

(2) 改正の必要性	66
2. 改正の概要	67
3. 改正条文の解説	67
(1) 第15条第1項における「見込額」	69
(2) 予納された見込額への加算による特許等関係料金の返還	69
(3) 特許等関係料金の返還の方法	69
(4) 第15条第3項における「見込額」	70
4. 施行期日及び経過措置	72
(1) 施行期日	72
(2) 経過措置	73
第5章 実用新案登録に基づく特許出願制度の導入	75
1. 改正の必要性	75
(1) 従来の制度	75
(2) 従来の制度の問題点等	75
(3) 改正の留意点	75
2. 改正の概要	76
(1) 実用新案登録に基づく特許出願と基礎とした実用新案登録に係る実用新案権（以下「基礎とした実用新案権」という。）との関係	76
(2) 出願時遡及の要件	77
(3) 特許出願の基礎とした実用新案登録に対する実用新案技術評価の請求（以下「評価請求」という。）の制限	77
(4) 出願からの期間による時期的制限	77
(5) 評価請求に伴う制限	77
(6) 無効審判請求に伴う制限と無効審判請求手数料及び参加申請手数料の返還	78
(7) 実用新案登録に基づく特許出願の変更の制限	78

(8) 実用新案登録に基づく特許出願に係る発明と基礎とした実用新案登録に 係る考案との関係	78
3. 改正条文の解説	78
(1) 実用新案登録に基づく特許出願制度	78
(2) 基礎とした実用新案登録に対する評価請求の制限	87
(3) 実用新案登録に基づく特許出願の変更の制限	89
(4) 実用新案登録に基づく特許出願に係る発明と基礎とした実用新案登録に 係る考案との関係	91
(5) 実用新案登録に基づく特許出願後の手数料の返還	92
4. 施行期日及び経過措置	102
(1) 施行期日	102
(2) 経過措置	103
第6章 実用新案権の存続期間の延長 105	
1. 改正の必要性	105
(1) 従来の制度	105
(2) 従来の制度の問題点等	105
2. 改正の概要	106
(1) 実用新案権の存続期間の延長	106
(2) 存続期間延長に伴う登録料の引下げ	107
3. 改正条文の解説	107
(1) 実用新案権の存続期間の延長	107
(2) 存続期間延長に伴う登録料の引下げ	108
4. 施行期日及び経過措置	108
(1) 施行期日	108
(2) 経過措置	109

第7章 訂正の許容範囲の拡大	111
1. 改正の必要性	111
(1) 従来の制度	111
(2) 従来の制度の問題点と要請	111
(3) 改正の留意点	111
2. 改正の概要	112
(1) 訂正の範囲	112
(2) 訂正の時期と回数	112
(3) 訂正した明細書等に対する基礎的要件の判断	112
(4) 無効理由の追加	113
3. 改正条文の解説	113
(1) 訂正の許容範囲の拡大	113
(2) 訂正した明細書等に対する基礎的要件の判断	118
(3) 無効理由の追加	120
4. 施行期日及び経過措置	124
(1) 施行期日	124
(2) 経過措置	125

第8章 独立行政法人工業所有権総合情報館の業務拡大	127
1. 改正の必要性	127
(1) 従来の制度	127
(2) 改正の必要性	128
2. 改正の概要	129
3. 改正条文の解説	129
(1) 法人の名称の変更	129
(2) 法人の目的の変更	130
(3) 情報提供業務の拡充（第10条第1号～第4号関係）	130

(4) 情報システム関連業務の追加（第10条第6号関係）	132
(5) 人材育成機能の追加	132
4. 施行期日及び経過措置	133
(1) 施行期日	133
(2) 経過措置	133
第9章 職務発明規定の見直し..... 137	
1. 改正の必要性	137
(1) 従来の制度	137
(2) 職務発明に係る「相当の対価」を請求する訴訟の状況	138
(3) 従来の職務発明制度の問題点	144
(4) 改正の基本的方向性	147
2. 改正の概要	148
(1) 「相当の対価」の請求権について	148
(2) 契約、勤務規則その他の定めにおいて「相当の対価」について定める場合の要件	148
(3) 契約、勤務規則その他の定めにおいて、「相当の対価」についての定めがない場合又は定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められる場合における「相当の対価」の額の算定	149
3. 改正条文の解説	150
(1) 契約、勤務規則その他の定めにおいて対価について定める場合	150
(2) 契約、勤務規則その他の定めにおいて相当の対価について定めがない場合又はその定めたところにより対価を支払うことが不合理である場合における相当の対価	162
4. 改正しない事項	166
(1) 使用者等の通常実施権と、職務発明に係る権利の予約承継	166
(2) 特許法第35条の適用範囲	167

(3) 短期消滅時効	169
5. 職務創作及び職務考案	170
6. 経過措置	170
(1) 職務発明制度の見直しに伴う経過措置	170
第10章 附則について	175
1. 施行期日（附則第1条）	175
(1) 公布の日又は平成16年4月1日のいずれか遅い日から施行するもの	175
(2) 平成16年10月1日から施行するもの	176
(3) 平成17年4月1日から施行するもの	176
2. 経過措置（附則第2条～第5条）	176
(1) 指定調査機関等制度の見直し（附則第4条）	176
(2) 特定登録調査機関制度の導入（附則第4条第5項）	178
(3) 実用新案制度の見直し（附則第2条第2項及び第3条）	178
(4) 独立行政法人工業所有権総合情報館の業務拡大（附則第5条）	179
(5) 職務発明規定の見直し（附則第2条第1項）	181
(6) その他（附則第6条～第9条）	181
条文索引	185
制度改正担当者	

※ 条文中に下線を付した部分は、改正又は新設された箇所であることを表す。（ただし、附則部分を除く。）